

野田市公告第141号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和6年5月15日

野田市長 鈴木 有

- ・ 枝線管渠布設工事（6－3工区）
- ・ 枝線管渠布設工事（6－4工区）
- ・ 野田市櫓のホール冷温水発生機等空調設備改修工事
- ・ 野田市本庁舎空調機（ACU－4・5）改修工事
- ・ 野田市立中央子ども館新築工事
- ・ 枝線管渠布設工事（6－5工区）
- ・ 枝線舗装工事（その2）
- ・ 北前応急処理工事
- ・ 防草シート敷設工事
- ・ 野田市立東部中学校他1校給食室等改修工事
- ・ 野田市立地適正化計画策定業務委託
- ・ 野田市立第二中学校他4校トイレ改修工事設計業務委託
- ・ 野田市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事設計業務委託

枝線管渠布設工事(6-3工区)

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	枝線管渠布設工事(6-3工区)
(2) 工事場所	野田市尾崎字堂山地先他
(3) 工期	契約の翌日から令和6年12月13日まで
(4) 工事番号	下水道第3号
(5) 概要	野田市の下水道普及のため面整備として、野田市尾崎字堂山地先他に工事延長L=367.8m、管径φ200mmの污水管渠を布設するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式(事後審査方式)で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に登録されている者 ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱(平成5年7月20日制定)に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成12年5月11日制定)に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類(建設業法別表): 土木一式工事 許可区分: 一般建設業又は特定建設業 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる(建設業法第16条)。 野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に「土木一式工事」で登録さ

	<u>れていること。</u>
(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値 : 650 点以上</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地 : 野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績 : 500 万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者 : 主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任 : 有</u> ※公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、専任を要しない。この場合、落札決定後に必要な資料※注 1 を提出すること。 ※特例監理技術者の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不

	可欠な工事（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。） ※建設業法第７条第２号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできない。 ※注１ (1)監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格証、その他資格の確認できる書類の写し（建設業法２７条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。） (2)監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え（千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して３か月以上前のもの）の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し（兼務を開始する日において、資格を取得してから３か月以上経過しているもの） (3)特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等 (4)上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第４条第１号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

３ 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第３位を切り捨て、小数第２位まで算出する。 <u>価格評価点＝１００×最低入札額÷入札額</u> ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等

	※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	----------------------

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ① <u>提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市役所高層棟3階管財課</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。

	(入札書受付期間) <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後2時30分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟5階0A研修室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。

(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。

	※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が２人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は１回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は２回までとし、２回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第１６７条の１０第１項又は第１６７条の１０の２第２項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第４条（１）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 （イ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 （ウ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 （エ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[１０．入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【ＨＰ検索】 1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えること

	はできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用

	基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04－7199－4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

枝線管渠布設工事(6-4工区)

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	枝線管渠布設工事(6-4工区)
(2) 工事場所	野田市七光台地先
(3) 工期	契約の翌日から令和6年12月13日まで
(4) 工事番号	下水道第4号
(5) 概要	野田市の下水道普及のため面整備として、野田市七光台地先に工事延長L=436.5m、管径φ200mmの污水管渠を布設するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式(事後審査方式)で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に登載されている者 ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱(平成5年7月20日制定)に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成12年5月11日制定)に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類(建設業法別表)：土木一式工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる(建設業法第16条)。 野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に「土木一式工事」で登載されていること。

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値 : 650 点以上</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地 : 野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績 : 500 万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者 : 主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任 : 有</u> ※公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、専任を要しない。この場合、落札決定後に必要な資料※注 1 を提出すること。 ※特例監理技術者の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不

	可欠な工事（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。） ※建設業法第７条第２号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできない。 ※注１ (1)監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格証、その他資格の確認できる書類の写し（建設業法２７条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。） (2)監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え（千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して３か月以上前のもの）の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し（兼務を開始する日において、資格を取得してから３か月以上経過しているもの） (3)特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等 (4)上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第４条第１号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

３ 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第３位を切り捨て、小数第２位まで算出する。 <u>価格評価点＝１００×最低入札額÷入札額</u> ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等

	※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	----------------------

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ① <u>提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市役所高層棟3階管財課</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。

	(入札書受付期間) <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後2時00分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟5階0A研修室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。

(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。

	※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が２人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は１回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は２回までとし、２回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第１６７条の１０第１項又は第１６７条の１０の２第２項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第４条（１）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 （イ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 （ウ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 （エ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[１０．入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【ＨＰ検索】 1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えること

	はできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用

	基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04－7199－4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市櫓のホール冷温水発生機等空調設備改修工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	野田市櫓のホール冷温水発生機等空調設備改修工事
(2) 工事場所	野田市中野台 1 6 8 番地の 1
(3) 工期	契約の翌日から令和7年6月30日まで
(4) 工事番号	営繕第12号
(5) 概要	櫓のホール冷温水発生機等の空調設備改修工事を行うもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類（建設業法別表）：管工事 許 可 区 分：一般建設業又は特定建設業 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「管工事」で登載されていること。

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値 : 700 点以上</u>
(4) 地域要件	<u>千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績 : 1,000 万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	本入札に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年野田市条例第 7 号) の規定の適用を受けるため、上記 2 (2) の工事種目について、本契約の効力発生日 (議会議決日) 以降に次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者 : 主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任 : 有</u> ※公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、専任を要しない。この場合、落札決定後に必要な資料※注 1 を提出すること。 ※特例監理技術者の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事 (24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工

	事)をいう。) ※建設業法第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできない。 ※注1 (1)監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格証、その他資格の確認できる書類の写し(建設業法27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。) (2)監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え(千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して3か月以上前のもの)の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し(兼務を開始する日において、資格を取得してから3か月以上経過しているもの) (3)特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ(CORINS)の写し等 (4)上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7)公契約条例	本件は、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1)落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2)総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式(加算方式)により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第3位を切り捨て、小数第2位まで算出する。 <u>価格評価点＝100×最低入札額÷入札額</u> ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ① <u>提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市役所 3 階管財課</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u>

	②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後3時10分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟5階0A研修室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。

(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。
(6) 議会	本入札に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）の規定の適用を受けるため、仮契約締結後市議会の議決を得たときにその効力を生ずる。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	① 入札保証金：免除 ② 契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 （ア）金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 （イ）公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 （ウ）現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	① 前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ② 中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 （1）当初の前払金の支払を受けていること。 （2）工期の2分の1を経過していること。 （3）工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 （4）工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③ 部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上の

	ときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類(様式)及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えること

	はできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用

	基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04－7199－4922 入札情報（野田市ホームページ） 【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市本庁舎空調機（ＡＣＵ－４・５）改修工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	野田市本庁舎空調機（ＡＣＵ－４・５）改修工事
(2) 工事場所	野田市鶴奉 7 番地の 1
(3) 工期	契約の翌日から令和7年1月31日まで
(4) 工事番号	営繕第11号
(5) 概要	本庁舎の空調機（ＡＣＵ－４・５）の空調改修を行うもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 2 0 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 1 2 年 5 月 1 1 日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間が経過している者 ⑥入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類（建設業法別表）：管工事 許 可 区 分：一般建設業又は特定建設業 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第 1 6 条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「管工事」で登載されていること。

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値 : 700 点以上</u>
(4) 地域要件	<u>千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績 : 1,000 万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者 : 主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任 : 有</u> ※公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、専任を要しない。この場合、落札決定後に必要な資料※注 1 を提出すること。 ※特例監理技術者の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事 (24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事) をいう。) ※建設業法第 7 条第 2 号に規定されている営業所における専任の技術者

	は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできない。 ※注 1 (1) 監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格証、その他資格の確認できる書類の写し（建設業法 27 条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。） (2) 監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え（千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して 3 か月以上前のもの）の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し（兼務を開始する日において、資格を取得してから 3 か月以上経過しているもの） (3) 特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等 (4) 上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第 4 条第 1 号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2) 総合評価の方法	① 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ② 価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第 3 位を切り捨て、小数第 2 位まで算出する。 <u>価格評価点＝100×最低入札額÷入札額</u> ③ 技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④ 技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア) 企業の施工能力 (イ) 配置予定技術者の能力 (ウ) 企業の社会性・信頼性 (エ) 企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ① <u>提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市役所3階管財課</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ② 記載金額

	契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後3時20分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟5階0A研修室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。

(4)入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5)落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3)前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。

(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。

	(ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することができる。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市立中央子ども館新築工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	野田市立中央子ども館新築工事
(2) 工事場所	野田市鶴奉5番地の1
(3) 工期	契約の翌日から令和7年2月28日まで
(4) 工事番号	営繕第8号
(5) 概要	野田市立中央子ども館の新築に係る建築・電気設備・機械設備及び外構工事一式の工事を行うもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：建築一式工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「建築一式工事」で登載されていること。</u>

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値 : 700 点以上</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地 : 野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績 : 1,000 万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者 : 主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任 : 有</u> ※公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は、専任を要しない。この場合、落札決定後に必要な資料※注 1 を提出すること。 ※特例監理技術者の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。 ①建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不

	可欠な工事（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。） ※建設業法第７条第２号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできない。 ※注１ (1)監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格証、その他資格の確認できる書類の写し（建設業法２７条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。） (2)監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え（千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して３か月以上前のもの）の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し（兼務を開始する日において、資格を取得してから３か月以上経過しているもの） (3)特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等 (4)上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第４条第１号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

３ 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第３位を切り捨て、小数第２位まで算出する。 <u>価格評価点＝１００×最低入札額÷入札額</u> ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等

	※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	----------------------

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ① <u>提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市役所高層棟3階管財課</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。

	(入札書受付期間) <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後3時30分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟5階0A研修室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。

(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。

	※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が２人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は１回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は２回までとし、２回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第１６７条の１０第１項又は第１６７条の１０の２第２項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第４条（１）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 （イ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 （ウ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 （エ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[１０．入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【ＨＰ検索】 1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えること

	はできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用

	基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04－7199－4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

枝線管渠布設工事(6-5工区)

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	枝線管渠布設工事(6-5工区)
(2) 工事場所	野田市清水字真木ノ地地先他
(3) 工期	契約の翌日から令和6年12月13日まで
(4) 工事番号	下水道第5号
(5) 概要	野田市の下水道普及のため面整備として、野田市清水字真木ノ地地先他に工事延長L=264.9m、管径φ200mmの污水管渠を布設するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式(事後審査方式)で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に登載されている者 ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱(平成5年7月20日制定)に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成12年5月11日制定)に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間の経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類(建設業法別表): 土木一式工事 許可区分: 一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる(建設業法第16条)。 野田市入札参加資格業者名簿(建設工事)に「土木一式工事」で登載されていること。

(3) 総合評定値	上記２（２）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第２７条の２９第１項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前５年の間において、上記２（２）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約１件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記２（２）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第２６条第２項）。

３ 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年5月15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで</u>

	②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則 2 日後(土・日曜日、祝日を除く)の午後 5 時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5)入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 (入札書受付期間) <u>令和6年5月28日(火)午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日(水)午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6)工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7)入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後2時10分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が130万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金

	以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。

	[入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	① 入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ② 入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	① 無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ② 入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③ 異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④ 配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。

	い。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住所：野田市鶴奉7番地の1 電話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

枝線舗装工事(その2)

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	枝線舗装工事(その2)
(2) 工事場所	野田市七光台地先他
(3) 工期	契約の翌日から令和6年9月30日まで
(4) 工事番号	下水舗第2号
(5) 概要	野田市七光台地先他における下水道管布設箇所の舗装本復旧として、工事延長 $L=456.2\text{m}$ 、舗装面積 $A=1,772\text{m}^2$ の舗装工事を実施するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間の経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：ほ装工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「ほ装工事」で登載されて</u>

	<u>いること。</u>
(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績：300万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス (以下「入札情報サービス」という。) に掲載する。 (閲覧期間) この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 (入札参加申請受付期間) <u>令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から</u> <u>令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 5 時 00 分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」 (指定様式) を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「(質疑) 件名」とする。 ① 質疑受付期限

	締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで ②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

--	--

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後2時20分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請

分払	負代金額が130万円以上) のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90% (前払金を含む) 以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でない認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目(直接工事費、共通仮設

	費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

北前応急処理工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	北前応急処理工事
(2) 工事場所	野田市堤台字北前地先
(3) 工期	契約の翌日から令和6年8月30日まで
(4) 工事番号	サ工応第5号
(5) 概要	市道1061号線（山崎・吉春線）の既設アスファルト舗装が、経年劣化により路面状況が悪化しているため、舗装補修して道路環境を改善するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：ほ装工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「ほ装工事」で登載されていること。</u>

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績：300万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス (以下「入札情報サービス」という。) に掲載する。 (閲覧期間) この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 (入札参加申請受付期間) <u>令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から</u> <u>令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 5 時 00 分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」 (指定様式) を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「(質疑) 件名」とする。 ① 質疑受付期限

	締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで ②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

--	--

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後2時40分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請

分払	負代金額が130万円以上) のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%(前払金を含む) 以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目(直接工事費、共通仮設

	費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあっては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

防草シート敷設工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	防草シート敷設工事
(2) 工事場所	野田市山崎字松ノ二地先
(3) 工期	契約の翌日から令和6年11月30日まで
(4) 工事番号	野土サ(防)第1号
(5) 概要	例年、通行支障として除草業務を実施する箇所について、防草シートを敷設するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 建設工事の種類（建設業法別表）：土木一式工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」で登載されていること。

(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績：300万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス (以下「入札情報サービス」という。) に掲載する。 (閲覧期間) この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 (入札参加申請受付期間) <u>令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から</u> <u>令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 5 時 00 分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」 (指定様式) を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「(質疑) 件名」とする。 ① 質疑受付期限

	締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで ②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

--	--

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後2時50分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請

分払	負代金額が130万円以上) のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90% (前払金を含む) 以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目(直接工事費、共通仮設

	費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市立東部中学校他1校給食室等改修工事

公告日 令和6年5月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	野田市立東部中学校他1校給食室等改修工事
(2) 工事場所	野田市目吹1500番地他
(3) 工期	契約の翌日から令和6年10月10日まで
(4) 工事番号	営繕第10号
(5) 概要	東部中学校で調理した給食を東部小学校に配送する親子給食方式とするため、東部中学校の厨房他2室を改修し、併せて東部小学校の配膳室等を改修するもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：建築一式工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「建築一式工事」で登載さ</u>

	<u>れていること。</u>
(3) 総合評定値	上記 2 (2) の工事種目における経営事項審査の総合評定値 (P 点) が次の点数以上の者 (建設業法第 27 条の 29 第 1 項) <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前 5 年の間において、上記 2 (2) の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者 (履行が完了していること)。 <u>施工実績：300万円以上 (契約 1 件当たり)</u>
(6) 配置予定技術者	上記 2 (2) の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない (建設業法第 26 条第 2 項)。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス (以下「入札情報サービス」という。) に掲載する。 (閲覧期間) この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 (入札参加申請受付期間) <u>令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から</u> <u>令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 5 時 00 分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」 (指定様式) を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「(質疑) 件名」とする。 ① 質疑受付期限

	締切日時：令和6年5月22日（水）午後5時00分まで ②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年5月28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年5月29日（水）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

--	--

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後3時00分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請

分払	負代金額が130万円以上) のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%(前払金を含む) 以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条(1)アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目(直接工事費、共通仮設

	費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

	④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、主任技術者等選任通知書の提出前に配置予定技術者を変更する場合は、当該技術者に係る制限付一般競争入札参加資格確認書を提出すること。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

野田市立地適正化計画策定業務委託

公告日 令和6年 5月 15日

1 業務の概要

(1)業務名	野田市立地適正化計画策定業務委託
(2)委託場所	野田市全域
(3)委託期間	契約の翌日から令和8年 3月 25日まで
(4)業務番号	都市計画第2号
(5)業種	土木関係の建設コンサルタント業務
(6)概要	【令和6年度】 上位・関連計画の整理、現状分析・課題整理、まちづくりの方針・施策、誘導方針・目指すべき都市の骨格構造の検討、都市機能誘導区域・誘導施設等の検討、防災指針の検討 【令和7年度】 都市機能誘導区域・誘導施設等の設定、居住誘導区域の設定、都市機能及び居住誘導施策の検討、定量的な目標値の設定及び評価方法の検討、既存ストックの活用等の検討、立地適正化計画案の作成
(7)入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1)基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2)入札参加者（事業者）の条件	国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に基づき、「都市計画及び地方計画部門」に係る建設コンサルタント登録簿に登録を受けている者 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に「都市計

	画及び地方計画」で登載されていること。
(3) 配置技術者の有する資格	①管理技術者 土地区画整理士の資格を有し、かつ次のいずれかの資格を有する者 ・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門） ・技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画部門） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） ②照査技術者 次のいずれかの資格を有する者 ・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門） ・技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画部門） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） ※管理技術者と照査技術者は兼任できない。
(4) 配置技術者の雇用期間	公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
(5) 地域要件	千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者
(6) 受注実績	過去10年間に於いて1件の契約額が300万円以上の立地適正化計画策定業務の受注実績を有すること。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年 5月 15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則2日後（土・日曜

	日、祝日を除く)の午後5時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5)入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 (入札書受付期間) <u>令和6年 5月 28日(火) 午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 29日(水) 午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6)積算内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、積算内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> ※積算内訳書は本公告7ページに掲載している様式を使用すること。
(7)入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和6年5月30日（木）午後1時30分 ②開札場所 野田市役所高層棟7階706会議室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ) 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ) 現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が50万円以上）のとき、契約金額の30%以内で支払うものとする。 ②部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円未満のときは1回、500万円以上のときは2回以内とする。

(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 最低制限価格制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格の基準として「野田市最低制限価格制度実施要領」を適用する。 最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格とする。 なお、最低制限価格は、落札者決定後に公表する。 ※詳細は、野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市最低制限価格制度実施要領 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び積算内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に業務名、委託場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札

	(ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書のア金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

積 算 内 訳 書

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

業 務 名 野田市立地適正化計画策定業務委託 _____

委 託 場 所 野田市全域 _____

項目	金額 (円)	備考
直接人件費		
直接経費		
その他原価		
一般管理費等		
合計：業務価格 (税抜)		

(最低制限価格)

「野田市最低制限価格実施要領」第4条(2)アを適用

注意事項

- 1 積算内訳書は入札の際に必ず提出すること。提出が無い場合、入札は無効となる。
- 2 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、入札は無効となる。
- 3 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合、押印は不要とする。
- 4 積算内訳書の「合計：業務価格 (税抜)」と入札書の金額は一致すること。一致していない場合、入札は無効となる。

野田市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事設計業務委託

公告日 令和6年 5月 15日

1 業務の概要

(1)業務名	野田市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事設計業務委託
(2)委託場所	野田市野田 8 2 9 番地の 1 他
(3)委託期間	契約の翌日から令和7年 2月 28日まで
(4)業務番号	営繕第16号
(5)業種	建築関係の建設コンサルタント業務
(6)概要	野田市立中学校（1 1 校）の屋内運動場等の空調設備設置工事に必要となる調査、実施設計及び積算等の一式を行う。
(7)入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1)基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2)入札参加者（事業者）の条件	建築士法第23条の3第1項（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所の登録を受けている者 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に「建築一般」で登載されていること。
(3)配置技術者の有する資格	①管理技術者 次の資格を有する者 ・一級建築士 ②照査技術者 次の資格を有する者 ・一級建築士 ※管理技術者と照査技術者は兼任できない。

(4) 配置技術者の雇用期間	公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
(5) 地域要件	千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者
(6) 受注実績	過去 10 年間に於いて 1 件の契約額が 300 万円以上の公共施設の空調設備設置工事設計業務の受注実績があること。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年 5月 15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則 2 日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後 5 時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年 5月 28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 29日（水）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の 100 分の 10 に相当

	する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 積算内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、積算内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> ※積算内訳書は本公告7ページに掲載している様式を使用すること。
(7) 入札 辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後1時50分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟7階706会議室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。

(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上(市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が50万円以上)のとき、契約金額の30%以内で支払うものとする。 ②部分払 出来高の90%(前払金を含む)以内で、契約金額が500万円未満のときは1回、500万円以上のときは2回以内とする。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められるときはこの限りではない。

	見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)最低制限価格制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格の基準として「野田市最低制限価格制度実施要領」を適用する。 最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格とする。 なお、最低制限価格は、落札者決定後に公表する。 ※詳細は、野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類(様式)及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市最低制限価格制度実施要領 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7)紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び積算内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に件名、場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止

	野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 (オ) 本業務の落札者は別紙「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を市に提出すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

積 算 内 訳 書

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

業 務 名 野田市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事設計業務委託

委 託 場 所 野田市野田 8 2 9 番地の 1 他

項目	金額 (円)	備考
直接人件費		
特別経費		
技術料等経費		
諸経費		
合計：業務価格 (税抜)		

(最低制限価格)

「野田市最低制限価格実施要領」第 4 条 (2) アを適用

注意事項

- 1 積算内訳書は入札の際に必ず提出すること。提出が無い場合、入札は無効となる。
- 2 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、入札は無効となる。
- 3 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合、押印は不要とする。
- 4 積算内訳書の「合計：業務価格 (税抜)」と入札書の金額は一致すること。一致していない場合、入札は無効となる。

野田市立第二中学校他4校トイレ改修工事設計業務委託

公告日 令和6年 5月 15日

1 業務の概要

(1)業務名	野田市立第二中学校他4校トイレ改修工事設計業務委託
(2)委託場所	野田市中根139番地他
(3)委託期間	契約の翌日から令和7年 2月 28日まで
(4)業務番号	営繕第15号
(5)業種	建築関係の建設コンサルタント業務
(6)概要	野田市立第二中学校、南部中学校、北部中学校、岩名中学校、二川中学校のトイレ改修工事に必要となる調査、実施設計及び積算等の一式を行う。
(7)入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1)基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者 ⑥入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2)入札参加者（事業者）の条件	建築士法第23条の3第1項（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所の登録を受けている者 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に「建築一般」で登載されていること。
(3)配置技術者の有する資格	①管理技術者 次の資格を有する者 ・一級建築士 ②照査技術者 次の資格を有する者 ・一級建築士 ※管理技術者と照査技術者は兼任できない。

(4) 配置技術者の雇用期間	公告日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
(5) 地域要件	千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者
(6) 受注実績	過去 10 年間に於いて 1 件の契約額が 300 万円以上の公共施設のトイレ改修工事設計業務の受注実績があること。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和6年 5月 15日（水）午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和6年 5月 22日（水）午後5時00分まで</u> ② 送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則 2 日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後 5 時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和6年 5月 28日（火）午前8時30分から</u> <u>令和6年 5月 29日（水）午後4時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の 100 分の 10 に相当

	する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 積算内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、積算内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> ※積算内訳書は本公告7ページに掲載している様式を使用すること。
(7) 入札 辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和6年5月30日（木）午後1時40分</u> ②開札場所 <u>野田市役所高層棟7階706会議室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。

(4)入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5)落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に管財課に請求すること。

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が50万円以上）のとき、契約金額の30%以内で支払うものとする。 ②部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円未満のときは1回、500万円以上のときは2回以内とする。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められるときはこの限りではない。

	見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6)最低制限価格制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格の基準として「野田市最低制限価格制度実施要領」を適用する。 最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格とする。 なお、最低制限価格は、落札者決定後に公表する。 ※詳細は、野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類(様式)及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市最低制限価格制度実施要領 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7)紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び積算内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に件名、場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8)留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 積算内訳書の提出が無い入札、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い入札、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止

	野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 (オ) 本業務の落札者は別紙「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を市に提出すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9) 問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html

積 算 内 訳 書

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

業 務 名 野田市立第二中学校他 4 校トイレ改修工事設計業務委託

委 託 場 所 野田市中根 139 番地他

項目	金額 (円)	備考
直接人件費		
特別経費		
技術料等経費		
諸経費		
合計：業務価格 (税抜)		

(最低制限価格)

「野田市最低制限価格実施要領」第 4 条 (2) アを適用

注意事項

- 1 積算内訳書は入札の際に必ず提出すること。提出が無い場合、入札は無効となる。
- 2 積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、入札は無効となる。
- 3 積算内訳書に押印が無い場合、入札は無効となる。ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合、押印は不要とする。
- 4 積算内訳書の「合計：業務価格 (税抜)」と入札書の金額は一致すること。一致していない場合、入札は無効となる。